

化管法の施行状況と最近の 動きについて

平成25年10月
経済産業省
化学物質管理課

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律を公布(1999年7月)

→ **PRTR制度** 及び **MSDS制度** を導入

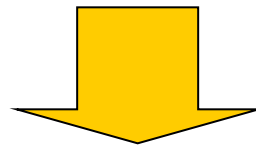
背景(1990年代)

○国際的な取組

- ・「アジェンダ21」でのPRTRシステムの充実への言及(1992年)
- ・OECDにおけるPRTR制度の導入に対する勧告(1996年)

○国内産業界における自主的な取組の状況

- ・化学工業界における自主的なPRTR事業の実施
- ・事業者間における化学物質等安全データシートの普及
- ・レスポンシブル・ケア活動の推進



より効果的な環境リスク対策の手法が求められていた

- ・事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進する
- ・環境の保全上の支障を未然に防止する

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

目的

PRTR制度及びSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

指針 (指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針)

事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

- (1) 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善、その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項
- (2) 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用、その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項
- (3) 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項
- (4) 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

PRTR制度

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。



<対象化学物質>

第一種指定化学物質(462物質)が対象。

<対象事業者>

- 対象業種: 政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数: 常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等: 第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上)ある事業所を有する事業者等

SDS制度

- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。



<対象化学物質>

第一種指定化学物質(462物質)及び第二種指定化学物質(100物質)が対象。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、対象物質及び対象物質を1質量%以上(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上)含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象。

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

改正経緯

PRTR関係

(1) 化管法施行令の改正(平成20年11月21日)

① 第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の見直し

第一種指定化学物質 354 → 462 特定第一種指定化学物質 12 → 15

第二種指定化学物質 81 → 100

② 医療業の対象業種への追加(23業種 → 24業種)

(2) 化管法施行規則の改正(平成22年4月1日)

① 対象物質の見直しに伴う対応化学物質分類名の付与(別表関係)

② 届出事項の追加(様式第一関係)

SDS※関係

(1) 「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」の改正(平成24年4月20日)

① SDS制度で提供しなければならない情報をGHSに対応する16項目とするとともに、記載方法について、JIS Z7253により行うことを努力義務化。

※ JIS Z7253において「MSDS」を「SDS」に変更

② 提供すべき指定化学物質等の性状及び取扱い情報について、新たにラベル表示による情報提供をJIS Z7253により行うことを努力義務化。

(2) 「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」の改正(平成24年4月20日)

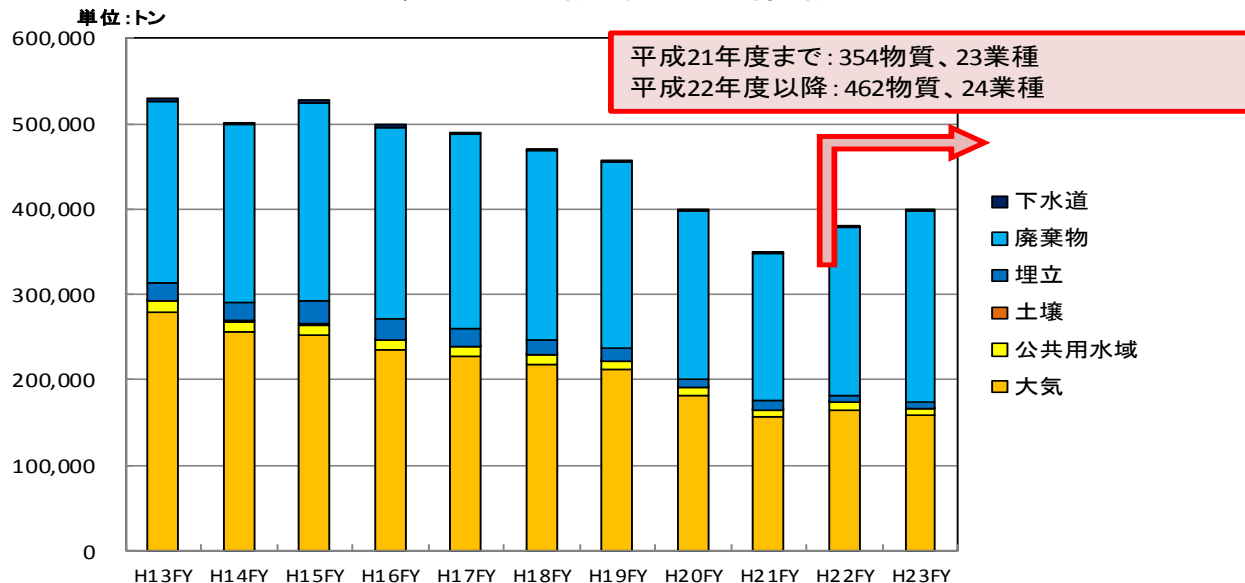
① 化学物質管理指針第4に、事業者が講ずべき措置として、JIS Z7252及びZ7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを追加。

平成23年度PRTR届出排出量の概要

- 平成23年度に届出対象事業所(約4万)から届出された排出量・移動量は、399千トンで、排出量は前年度比4.0%の減少で、移動量は前年度比14%の増加。
- レスポンスブル・ケア活動をはじめ、企業の自主管理活動の進展等により、化管法対象物質の環境中への排出量は毎年着実に減少している。移動量の増加は鉄鋼連盟のマニュアル改訂に伴い、算出方法に変更があったため連盟加入の事業者からの届出量が増加したことが主な要因。
- 排出量の削減を大幅に実現した事業所について「化学物質の排出削減対策 取組事例集」をNITEホームページにて公開中。

(http://www.prtr.nite.go.jp/data/other_prtr2.html)

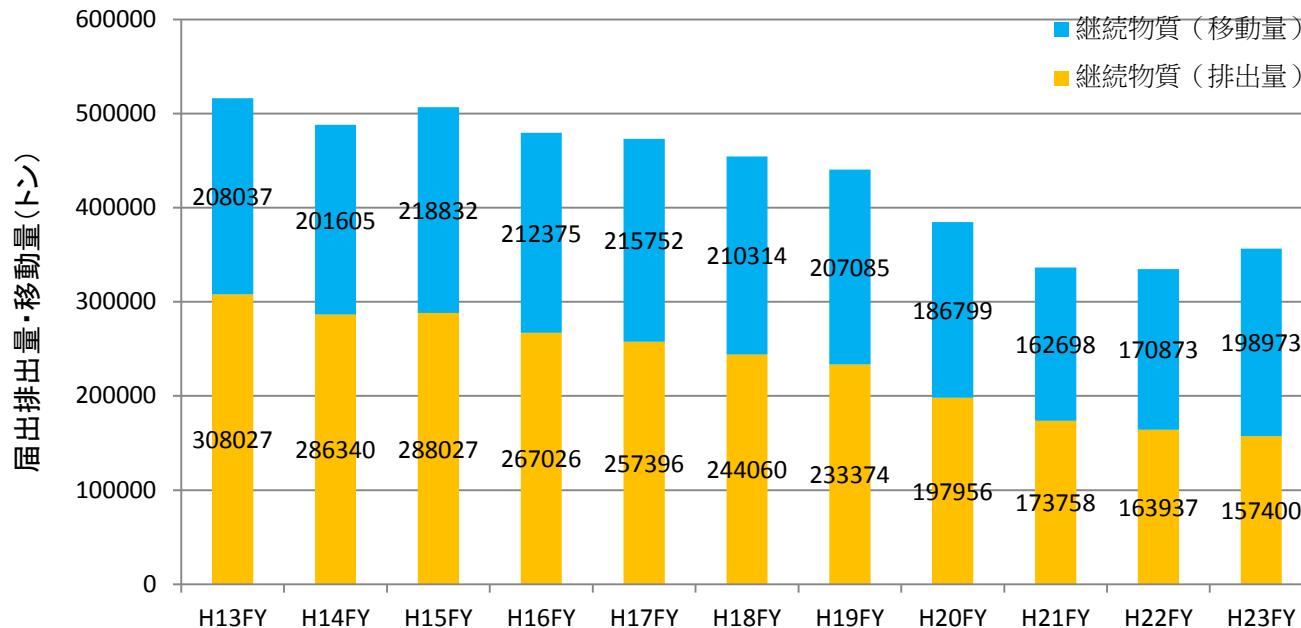
<届出排出量・移動量の推移>



平成23年度PRTR届出排出量・移動量の概要

- 継続物質のみの届出排出・移動量に着目すると、平成23年度は356,372トンで、前年度比6.4%の増加。（排出量は4.0%の減少。移動量は16%の増加。）
- レスポンスブルケア活動をはじめ企業の自主管理活動の進展等により、化管法対象物質の環境中への排出量は毎年着実に減少している。

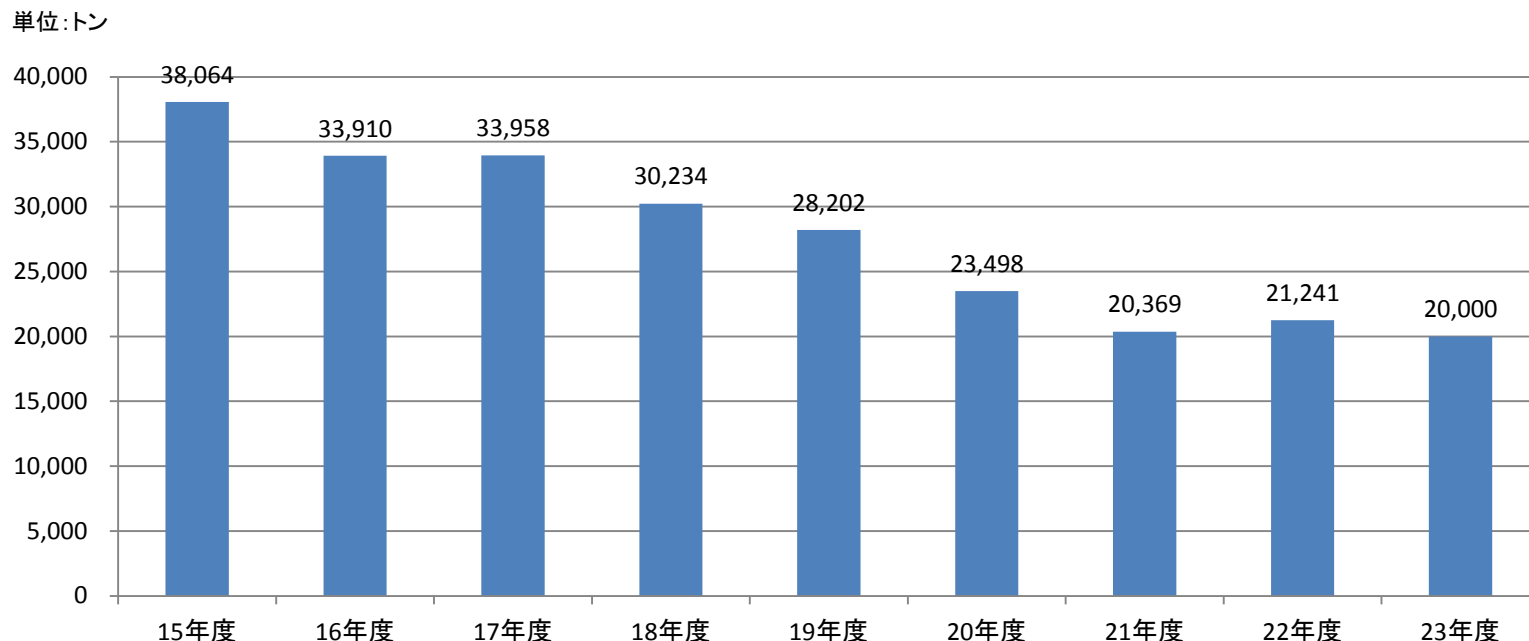
＜継続物質の届出排出・移動量の推移＞



※政令改正前後において継続して指定された物質(276物質)を集計。

有害大気汚染物質の大気への排出量の推移について

- 有害大気汚染物質12物質の大気中への届出総排出量は、平成23年度は20,000トンであり、長期的には減少傾向を示している。
- なお、本年4月12日開催された産構審環境部会産業環境リスク対策合同WGにおいて、平成24年度分についても、引き続きPRTRデータによるフォローアップを実施し、当省のHP等で公表することとなった。

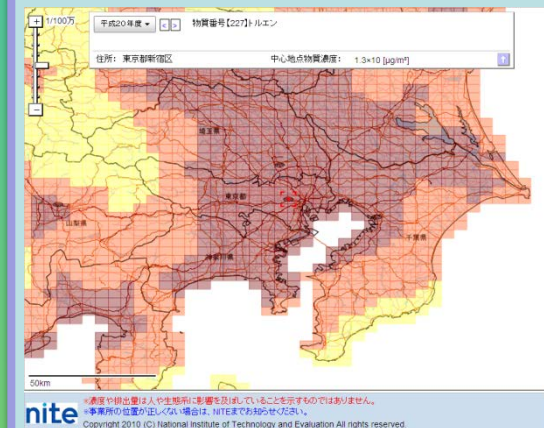


有害大気汚染物質(12物質): 現在PRTRデータに基づき大気中への排出量をフォローアップしている12物質
アクリロニトリル、アセトアルデヒド、クロロエチレン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラ
クロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、ニッケル化合物

(参考)有害化学物質の排出状況の情報提供について

- ▶ PRTRマップは、PRTR届出データの排出量等に基づき、大気中の濃度や排出量を地図上に表示するとともに、個別事業所データを検索・閲覧ができるツールであり、インターネット上で広く公開している。

濃度マップ



- ◆発生源マップのデータをもとに、気象データや物性データを加味した大気モデルにより、大気中の濃度を推定し、地図上に表示。

数値シュミレーションモデル：
AIST-ADMER
暴露・リスク評価大気拡散モデル

排出量マップ



- ◆PRTR届出データを市区町村単位で地図上に表示。
(排出量合計・大気への排出量・水域への排出量を表示)
- ◆届出事業所のPRTR届出データ閲覧機能により、個別事業所の届出データの表示が可能。

GHS導入に関する取り組み

【化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)】

○2003年に国連が制定した危険有害性を有する全ての化学品について「物理化学的危険性」、「健康有害性」、「環境有害性」を、統一基準で分類し、共通様式のラベルや安全データシート(SDS)により伝達する仕組み。

○化学物質排出把握管理促進法及び労働安全衛生法(厚生労働省所管)が定める有害性情報等の伝達方法を、GHSに整合させ、表示内容に関する基準を一本化。(JISの制定、省令改正等)

【GHS導入に関する取り組み】

○パンフレットの作成

・経済産業省と厚生労働省との連名で作成し、HPで公開。

○GHS分類ガイダンス(政府向け/事業者向け)の公開

・事業者がGHS分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き。GHS文書第4版に対応させるため改訂し、平成25年7月に公開。

○混合物分類ツールの開発

・GHS文書第4版に対応した混合物分類ツールを開発中。物質(組成物)情報を登録し、製品(混合物)の混合割合を入力することにより、GHS分類を行うことができ、ラベル要素を出力できる。

